



令和2年度

商工会マンスリー2月号

池田町商工会

会員数 547件 (R3.1.31 現在)

TEL 45-8000 FAX 45-8186

E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

確定申告

『決算・確定申告相談のご案内』

商工会では、令和2年分の所得税と消費税の決算確定申告指導を下記日程により実施いたしますので、関係書類・筆記具・電卓・印鑑などをご持参のうえお越しいただきますようご案内します。なお、今年もe-Tax（税理士による代理送信）を利用して指導させていただきます。

なお、確定申告の受付は2月16日（火）から始まりますが、提出が遅くなると会場は大変込み合いますので、お早めにお越しください。※期日前でも随時相談指導しております。

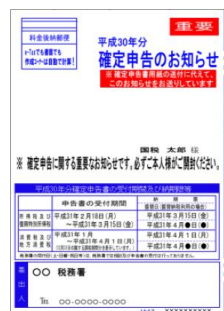
【税理士申告相談】 2月16日（火）・24日（水）
3月1日（月）～12日（金）までの間（土・日は除く）
3月22日（月）・23日（火）※消費税のみ

【決算・確定申告指導】 2月16日（火）～3月12日（金）までの間（土日は除く）

【実施時間】 9:00～16:00

【実施場所】 池田町商工会館

「確定申告のお知らせ」はがきイメージ



- 【留意点】・税務署から送付されている「確定申告のお知らせ」はがきを必ずご持参下さい。
- ・本年度も確定申告には、マイナンバーが必要になりますので、申告者の通知カードまたはマイナンバーカードをご持参下さい。
 - ・新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用・入室時の手指の消毒・体調不良の方（発熱を含む）の参加見合わせを行って頂きますようお願いいたします。

税務

『令和2年分の所得税関係 税制改正について』

☆青色申告特別控除額が変わります

令和2年分の所得税確定申告で、青色申告特別控除が現行65万円→55万円に引き下げられました。但し、e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存（申請が必要）を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

☆基礎控除額が変わります

所得控除の基礎控除が38万円→48万円に引き上げられました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下		48万円
2,400万円超2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	(所得制限なし)	16万円
2,500万円超		-

☆給与所得控除（公的年金等控除額）が変わります

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額195万円にそれぞれ引き下げられました。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+18万円	その収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+54万円	その収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+120万円	その収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

- ◆改正1 個人の方の所得税について
- ・青色申告特別控除額が変わります！（現行 65万円→改正後 55万円）
 - ・基礎控除額が変わります！（現行 38万円→改正後 48万円）

更に

- ◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて
- ・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

共済

『小規模企業共済制度』のご案内

小規模企業の個人事業主・会社役員の方が、事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度です。退職後のゆとりある「生活」を応援します。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！
安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171 (共済相談室) **小規模共済** 検索

情報

商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

【ご利用方法】

- ①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。
- ②専用IDとパスワードを入力します。
- ③500タイトルのセミナーが無料で視聴可能。



ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

金融

金利情報

制度名	利率(年)	貸付限度額	貸付期間	備考
マル経	1.21%	2,000万円	運転7年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	無担保・無保証人 商工会長の推薦が必要
コロナマル経	3年間は実質無利子	上記と別枠で1,000万円	運転7年以内(据置3年以内) 設備10年以内(据置4年以内)	新型コロナウイルスの影響を受け売上が対前年同月5%以上減少の方
普通貸付	※	4,800万円	運転5年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置2年以内)	※お使いみち、ご返済期間・担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。
コロナ特別貸付	3年間は実質無利子	8,000万円	運転15年以内(据置5年以内) 設備20年以内(据置5年以内)	新型コロナウイルスの影響を受け売上が対前年同月5%以上減少の方

行事

行事予定

- 2月4日（土） 商工会西濃ブロック協議会講演会
- 2月16日（火）・24日（水） 決算・確定申告相談（税理士）
- 2月17日（水） 経営発達支援事業評価委員会

